

みなさまとともに 2024新井しんきんの現況



ARAI SHINKIN REPORT 2024

 新井信用金庫



■新井信用金庫の現況

目 次

ごあいさつ	2
経営方針	3
事業運営の考え方	4
持続可能な社会を目指して	6
地域貢献・地元と共に	8
主な事業内容	10
2023年度の事業概況	13
データで見る最近の業績	14
自己資本の充実の状況等	31
役職員の報酬体系	39
地域密着型金融推進計画の進捗状況	40
地域金融円滑化の取組み	41
経営者保証に関するガイドラインの活用状況	42
総代会制度	43
組織図・役員	44
当金庫の沿革	45
営業地域・店舗等のご案内	46
信用金庫の「中央金融機関」のご紹介	47
信金法施行規則第132条及び金融再生法第7条、 同規則第5条、第6条に基づくディスクロージャー項目	49



ごあいさつ

日増しに、日差しや風の中に初夏を感じる今日この頃、会員の皆様には、益々ご清栄のことと、お慶び申し上げます。

ここに第76期の事業概況と決算について、ご報告申し上げますに当たり、平素当金庫の事業発展の為に、格別のご支援ご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「中小企業の健全な発展」、「豊かな家庭生活の実現」、「地域社会繁栄への奉仕」の基本理念のもと、「金融機能の充実、強化」、「経営基盤の強化」、「金融業務のデジタル化の推進」、「強靱な経営体質の構築」、「環境の変化、変革に対応し得る人材の育成」の事業基本方針のもと、令和5年度事業計画を策定し、推進を図ってまいりました。

感染者数の増加と減少を繰り返していた新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが「2類」から「5類」に引下げられたことにより、感染者等の行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化が進みました。観光や飲食を中心に、国内のサービス消費やインバウンド消費が回復する等で、景気の緩やかな回復が続いております。一方ウクライナへのロシア侵攻は3年目に入り、新たにパレスチナをめぐる地政学リスクも発生し国際的な原材料・製品価格の高騰等の不安定な状況が長期化しております。そのような中において、日銀はマイナス金利政策を解除いたしました。一方米国はインフレ抑制のため金利引下げを先送りし、日米の株式市場、為替相場、各種金利の動向と、それらの世界や日本の金融・経済に与える影響が予想しにくい状況となっています。地方経済においては、これまでの構造的問題に加え原材料や各種の価格高騰などが、地域経済の中心である中小企業の業況回復の重荷となっております。

当金庫は、ウィズコロナを生き抜き、ポストコロナに備えるために、三つのSに努めるSPEED（スピード）、SMILE（スマイル）、SUPPORT（サポート）、「信頼」「協力」「感謝」をスローガンとして、地域の皆様に安定した事業環境と生活環境を提供する為、地域経済に不可欠な運命・使命共同体として、金融機能とコンサルティング機能の質を高めることで地域とともに成長する金融機関を目指してまいりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大がおさまってきたことから、お客様向けのセミナーをWeb形式から再開し、一部対面形式も実施いたしております。このように日本経済を取り巻く環境がコロナ禍以前に回復しつつありますが、地域経済情勢は依然厳しい状況が続いていると考えていますので、資金繰り支援、条件変更対応、事業継続支援、事業再構築支援、財務及び経営改善など取引先の皆様の課題解決支援と生活安定支援に向けた個人ローンにも全力で取り組んでまいりました。

当金庫は地域の皆様の力強い支援の下に、役職員一同が取組を進めてまいりました結果、おかげ様で、期末残高で預金は1,145億円、貸出金は420億円とする事が出来ました。また、低金利での運用が続く中で、リモート会議やペーパーレス化による経費の圧縮と資産の健全化に努め、業務純益480百万円を確保し、不良債権に対する償却・引当に万全を期しております。今期は信用コストが増加いたしました純利益153百万円を確保することが出来、自己資本比率も12.75%を確保し健全性と信頼性の維持に努めております。

新型コロナウイルス感染症の影響は減少いたしました。が、すべてがコロナ前の環境に戻ったわけではありません。構造的な問題と今冬の少雪の影響により、売上が伸び悩んでいる営業地域内の中小企業が多い状況にあります。当金庫は取引先事業所のポストコロナへの対応を支援するために、これまで以上に地域密着型金融と課題解決型金融の推進による財務改善、売上増加、事業再構築を中心とした本業支援に注力してまいります。また、今後も地公体をはじめとする各種団体や各支援機関との連携を図り、取引先事業所の事業継続・事業承継支援を強化し、信用金庫の使命役割を果たすべく、役職員一同さらなる精進に努めてまいります。

何卒、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます、ご挨拶と致します。

新井信用金庫

理事長 丸山利之

経営方針

■ 経営基本理念

- 中小企業の健全な発展
- 豊かな家庭生活の実現
- 地域社会繁栄への奉仕

当金庫は「地域金融機関」としての認識のもとに、上記の使命を果たすべく努力を重ねてまいります。

■ 経営計画

1. 金融機能の充実、強化
2. 経営基盤の強化
3. 金融業務のデジタル化の推進
4. 強靱な経営体質の構築
5. 環境の変化、変革に対応し得る人材の育成

当金庫では、経営基本理念に基づき使命を果たしていく為に、経営計画を策定しております。現在の経営計画に於ける重点項目は上記の5つです。信用金庫の独自性、専門性を追求し、発揮しながら、地元の皆さまのご要望にきめ細かくお応えすることにより実現してまいります。

当金庫の事業運営の考え方

●リスク管理体制について

金融の自由化の進展に伴い、経営全般に亘りさまざまなリスクが生じ、金融機関にとって、リスク管理の徹底が重要課題となっております。こうした中で当金庫では、リスク全体を総合的に管理する体制の整備をめざし、基本方針、規程の整備、管理手法の研究、人材の養成等に取り組んでおります。又、万が一損失が発生した場合、それを最終的に吸収する役割を担う自己資本の充実に努めております。

資産の調達、運用については、金利の変動状況等調査把握し、ALM委員会で先行きの金利の見通し等検討し、資産・負債を総合的に管理することにより、一層の経営体質の強化、健全経営に努めております。

貸出資産の健全性を堅持するために審査部と管理部を充実強化し、常に融資の原則に基づいた運営ができるように、厳正な審査、管理体制をとっております。

尚、資産の査定については、管理部に資産査定課を設けると共に、資産査定委員会を独立組織し、資産の健全性堅持に万全を期しております。

又、監査室を設け、内部検査等を通じて事務レベルの向上、事故防止体制の確立を図ると共に、コンプライアンス体制が有効に機能しているか、統合的なリスク管理体制が適切かつ有効であるか等検討し指導することにより経営の健全化に努めております。

●法令遵守体制について

当金庫は信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めていますが、特に法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない公正な業務運営に努めております。

法令遵守の体制として、総務部内に倫理・法務室を設けると共に、コンプライアンス委員会を組織しコンプライアンス基本綱領、マニュアル・プログラム等整備し、監査室とも連携しながら定期的にチェックして徹底を図っております。

●貸出運営についての考え方

貸出運営については、「地元からお預かりした資金は、地元へ安定供給する。」という社会的使命を基本に、地元中小企業や個人から地方公共団体まで地域の幅広い資金ニーズに迅速、的確にお応えし、地域金融の円滑化に努めております。特に地域経済の発展と活性化を図るべく、資金需要に対しては積極的に対応しております。又、地域のさまざまな情報を収集しながら安易な大口融資を避け、特定業種や特定先に偏ることのない小口多数取引を中心に、お客様の立場に立った健全な資金需要を提案し、お客様の信頼にお応えしていきたいと考えております。

●金融商品に関する勧誘方針

当金庫では、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択、購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 店舗内での勧誘については所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については午前8時から午後8時までといたします。ただし、事前にお客様からのご了解をいただいている場合を除きます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

当金庫の事業運営の考え方

●反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

●個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

●金融ADR制度への対応

・苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時から17時）に営業店（電話番号は46ページ参照）または下記本店営業部にお申し出ください。

・紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に下記本店営業部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等や、新潟弁護士会示談あっせんセンター（電話：025-222-5533）にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば東京以外の弁護士会において、東京以外の弁護士とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫本店営業部」にお尋ねください。

【苦情・個人情報に関する相談窓口】

新井信用金庫 本店営業部

住 所：〒944-8601 新潟県妙高市栄町2番3号

電話番号：0255-72-3101 FAX：0255-73-7158

Eメール：araisk@crocus.ocn.ne.jp

持続可能な地域社会を目指して

新井信用金庫 SDGs 宣言

新井信用金庫は、経営基本理念「中小企業の健全な発展」「豊かな家庭生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」のもと、地域金融機関としての事業活動を通じ、①地域経済の発展 ②地域社会への貢献・人材育成 ③地域環境の保全 の3つを重点課題とし、新井信用金庫行動綱領および新井信用金庫行動綱領細則に基づき、信用金庫の独自性、専門性を追求し、発揮しながら、地元の方々のご要望にきめ細かくお応えすることにより持続可能な社会の実現に向けた活動に取り組んでまいります。

2021年1月4日
新井信用金庫



SDGs「持続可能な開発目標」

2015年9月の国連サミットで採択された目標です。



3つの基本方針

新井信用金庫 SDGs 基本方針

1. 地域経済の発展のために

当金庫は、「創業支援」「事業承継」「販路拡大」「成長支援」や「人材確保」など、信用金庫のネットワークを最大限に活用し、あらゆる課題解決に努めます。また、持続可能な社会の実現を支えるために必要な、利便性が高く安全な各種決済サービスの提供の一層の充実を図るべく努力を重ねてまいります。



2. 地域社会への貢献・人材育成のために

当金庫は、全役職員が地域の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献し豊かな家庭生活の実現や地域社会繁栄への奉仕を実現するなかで、事業活動を行なってまいります。また、利便性の高い教育資金の商品揃えを行い、教育機会の確保に努めてまいります。



3. 地域環境の保全のために

当金庫は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組んでまいります。



地域貢献・地元と共に

新井信用金庫と地域社会 ～地域社会の活性化をめざして～

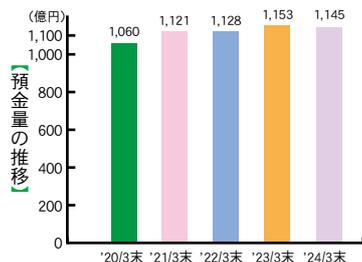
■当金庫の地域経済活性化への取組について

当金庫は、地元の中堅企業者や、住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

★お客様の預金について★

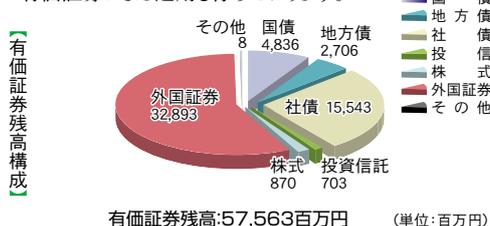
当金庫の令和6年3月末の預金積金残高は、1,145億円です。お客さまからお預かりした大切な証であります。

お客様の大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。なお、取扱っている商品については、10～12ページをご覧ください。



★ご融資以外の運用について★

当金庫はお客様の預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。



新井信用金庫

預金積金 / 出資金 (会員数 7,307 人、出資金残高【204 百万円】)

当金庫の営業エリアは新潟県の南端に位置し、隣接する長野県の一部を含め4市1町からなり妙高市に本店を置いております。営業店は新井・頸南地域を中心に本店を含め12店舗を展開しております。(46ページをご覧ください。)

★今期の決算について★

令和5年度の決算では、お陰様で皆様方の力強いご支援のもとに役職員一同精進を重ねてまいりました結果、期末残高 1,145 億円、貸出金では 420 億円、業務純益 480 百万円を確保し、不良債権に対する償却・引当に万全を期しております。

今期は信用コストが増加いたしました純利益 153 百万円を確保することが出来、自己資本比率も 12.75% を確保し健全性と信頼性の維持に努めております。

お客様 / 会員

ご融資 / 支援サービス

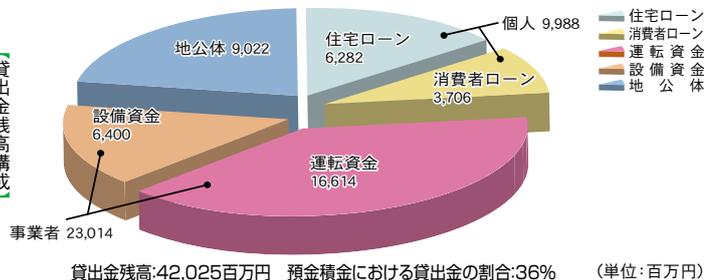
★地域のお客様へのご融資について★

当金庫では、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

【貸出の運営方法】

- ①地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援します。
- ②大口に偏重することなく、多数のお客様にご利用いただける様に徹底し、信用リスクを分散いたします。
- ③業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。

【貸出金残高構成】



貸出金残高: 420,225 百万円 預金積金における貸出金の割合: 36% (単位: 百万円)

★中小企業の経営の改善及び地域の活性化の為の取組の状況★

- ①地域企業を支援するため、「経営改善支援室」が支店と協力して訪問やコンサルティングを行って、お客様の身近なパートナーとして「経営相談」や「経営改善計画」に基づいた経営支援に取り組んでおります。
- ②金融円滑化法の期限到来後においても従前と変わらず「地域金融円滑化の基本方針」のもと、地域のお客様への安定した資金供給は当金庫の重要な社会的使命であると認識し、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握し、これまでと同様にその改善に真摯に取り組んでおります。
- ③「上越地域連携プラットフォーム」に参加しており、創業・新規事業に向け無担保で第三者保証不要の創業サポートローン、ビジネスサポートローン、地域協調サポートローンなどと商工会議所・商工会との連携による経営改善や創業資金の融資の取扱により、中小企業の支援に努めております。
- ④日本政策金融公庫・地元地公体・地元団体と連携し、地域振興、地域の活性化への取組みも行ってまいります。
- ⑤「新井信金ビジネスクラブ」「若手経営者新信会」を組織し、情報の提供、勉強会、セミナー、優良企業視察、商談会などを通じて様々なサービスの提供をしております。
- ⑥北陸新幹線開業後の交流人口増加にむけての取組みや対策の提案を行ってまいります。

●第50回あらいまつりに参加

令和5年8月5日(土)に開催された第50回あらいまつり民謡流しに参加しました。



●新井中学校から図書寄贈のお礼の寄せ書き

令和5年12月15日、新井中学校の生徒さんから図書寄贈に対するお礼の寄せ書きをいただきました。

●妙高小学校で算数の授業

令和5年12月12日、当金庫関山支店において妙高市立妙高小学校サポート学級の児童3名が算数の授業で金融の勉強をしました。



●懸賞金付定期預金「よろこび」抽選会

令和6年3月15日、令和5年4月1日～令和5年9月30日に募集した第58回懸賞金付定期預金「よろこび」の抽選会を本店ホールにて厳正に行いました。

主な預金のご案内

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っております。

○ 総合口座

貯める、使う、借りるが一冊の通帳で全てかなう便利な仕組みです。普通預金に定期預金をセットしておけばイザというとき定期預金の90%、最高300万円まで自動融資が受けられます。暮らしの安心がぐんとアップします。

○ 普通預金

お手元に現金を置くのは無用心。出し入れ自由。自動支払、自動受取などお気軽にご利用いただけます。
※決済用普通預金
無利息ですが全額保護（恒久措置）されます。

○ 貯蓄預金

口座開設時の預入額が10万円以上で金利は階層別に10万円以上、30万円以上、50万円以上、100万円以上で適用します。普通預金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いもしています。利殖と貯蓄に便利です。

○ 定期預金

- スーパー定期預金
おなじみの1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年コースがあります。満期日指定コースも1カ月超5年未満までになり、ますます便利にご利用いただけます。身近な金額からはじめられる自由金利プランです。ライフステージにあわせてお預け入れください。
- 変動金利定期預金
6カ月ごとに金利が変更される預金です。身近な額からスタートできる便利で頼もしいプランです。当金庫の設定する金利でタイムリーな運用をどうぞ。「単利型」と「複利型」がごございます。
- 懸賞金付定期預金「よろこび」
スーパー定期(10万円以上300万円以下)の1年ものの自動継続です。定期預金10万円につき1本の懸賞金抽選権が付きます。
- 年金優遇定期預金「ふくふく」
当金庫で年金をお受取りになっているお客様と新たに当金庫で年金受取を開始されるお客様が対象です。スーパー定期1年もので、預入限度額はお一人様200万円までです。店頭表示金利プラス0.30%。

(令和6年6月末日現在)

■ 相続定期預金

相続手続完了後1年以内に相続により取得した資金をお預けいただける個人のお客様が対象です。100万円以上、相続金額の範囲内。スーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示金利プラス0.20%。

(令和6年6月末日現在)

○ 財形貯蓄

働く皆さまの財産づくりの決定版。積立金はお給料やボーナスから天引預入されますから、確実にまとまったお金を貯めることができます。財形年金預金、財形住宅預金は両貯蓄の元本合算で550万円まで非課税の特典が生かされます。

○ 定期積金

結婚、教育、住宅、旅行など目標に向けてコツコツ積立て満期日には、まとまったお金が受けとれる〈しんきん〉独自の計画貯蓄のエースです。

○ 当座預金

能率的で安全第一です。お取引にはお忙しい皆様にかわって〈新井しんきん〉の小切手、手形がご利用いただけます。

○ 通知預金

7日以上ご入用のないまとまったお金の一時預け入れに有利です。5,000円からお預かりし、お引き出しの2日前にお知らせいただく預金です。

○ 納税準備預金

税金のお支払いに備える預金で預金利息は非課税です。税金納付以外の払出しについては非課税扱いは受けられません。

○ 預金保険制度（平成17年4月から）

- 決済用預金 全額保護（恒久措置）[当座預金・決済用普通預金] 等
- 一般預金 合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 [利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・貯蓄預金・通知預金・納税準備預金] 等
- 保護の対象外 [外貨預金] 等

事業資金融資のご案内

割引手形、手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

- ◇ **商業手形割引**
一般商業手形の割引をいたします。
- ◇ **手形貸付**
仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。
- ◇ **証書貸付**
設備資金など長期資金が必要な時にご融資いたします。
- ◇ **事業者カードローン**
事業に必要な設備資金、運転資金をスピーディーにご用立てする便利なカードです。

主なローンのご案内

- ◇ **住宅ローン**
住宅の購入・新築・増改築・住宅用土地・マンションのご購入にご利用いただけます。40年以内
(R6.10.1 より 50年以内の予定)
- ◇ **教育ローン**
高校以上に進学するお子様の学資資金としてご利用いただけます。
1,000万円以内 16年以内
- ◇ **カーライフローン**
新車は勿論、中古車の購入、車検・保険費用、修理費用、車庫の建築・購入修理など全般にわたってご利用いただけます。
1,000万円以内 15年以内
- ◇ **一般個人ローン**
より豊かなライフプランづくりや健康で文化的な生活を営むために必要な資金等、多目的にご利用いただけます。
500万円以内 10年以内
- ◇ **ときめきローン**
使いみち自由なフリーローン。(おまとめ資金・事業性資金も可)
500万円以内 10年以内

- ◇ **無担保住宅ローン**
不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、住宅ローン借替資金、リフォーム資金等にご利用いただけます。
(R6.10.1 より 2,000万円以内の予定)

- ◇ **カードローン**
カード一枚で必要なとき、いつでも簡単にご利用いただけます。
定期返済リボルビング方式で、30万円型・50万円型・100万円型と残高スライド定額リボルビング方式で、50万円型・100万円型・200万円型・300万円型・400万円型・500万円型があります。

内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取り扱っております。

外国為替業務

外国送金業務を行っております。

附 帯 業 務

- ・ 日本銀行歳入代理店
- ・ 地方公共団体の公金取扱業務
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構等の代理店業務
- ・ 信金中金等の代理貸付業務
- ・ 株式払込の受入業務
- ・ 保護預り及び貸金庫業務
- ・ 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
- ・ 保険の窓口販売
- ・ 国民年金基金加入申出受付業務
- ・ 確定拠出年金受付業務 (取次)
- ・ スポーツ振興くじ当選金払戻業務

便利なサービスと楽しいサークルのご案内

○ しんきんキャッシュカード

全国各地の信用金庫の店舗や現金自動預払機（約13万台）でお支払いやお預入が出来る便利なカードです。ゆうちょ銀行やセブン銀行との提携により一層便利になりました。

○ しんきんVISAカード

国内外3,000万店、世界200カ国でのお買物はこのカード一枚でOK。
あなたの預金口座から25日～55日の後払いで自動的に支払われる便利なカードです。

○ しんきんテレホンバンキング

お客様が専用のフリーダイヤルに電話することで、残高照会や入金、口座振り込み、振り替えなどに応じるサービスです。

○ しんきんインターネットバンキング

インターネットを利用して、ご自宅のパソコンから振込、振替、残高照会、取引明細照会などができます。

○ 休日ローン相談サービス

・第3日曜日に南支店にて住宅資金、カーライフローン、カードローン、教育ローン等の相談室をオープンしています。

○ しんきんの自動支払いサービス

公共料金や税金など月々のきまったお支払いは自動振替で、又定額の振替や送金には定額自動送金制度が便利です。 簡単な一度の手続きでOK。

○ しんきんメールオーダーサービス

郵送でカンタンに普通預金、総合口座の開設、公共料金の自動振替ができる便利なサービスです。

○ しんきん通帳アプリサービス

簡単な手続きで、スマートフォンからお気軽にいつでも、どこでも通帳の入出金明細や残高を確認することができる、大変便利なサービスです。

○ 経営相談室

経営者の皆様に色々なお悩み事にお応えできるよう日々、努力しております。
意欲あふれる経営者の方々の「経営相談の場」を設けさせていただきました。
「財務」「法務」「経営戦略立案」「不動産活用」等専門のコンサルタントが無料でお応えいたします。

○ 年金相談室

わかっているようでわからない年金…。
専門の年金相談員がお一人お一人ていねいにわかりやすく納得のいくまで、ご相談に応じます。
毎月1回第三水曜日。

◇ 新井しんきん年金友の会

新井信用金庫に年金振込口座を指定することが加入の条件。
年金振込指定のお客様のお誕生月にプレゼントをお贈りいたします。

◇ 白ゆり信友会

主婦等女性中心のサークルで毎年6・7月に一泊旅行、10月に洋食マナーの講習会が行われます。
暮れには「奥様便利帳」家計簿が無料配布されます。
白ゆり定積5,000円以上3年加入。

◇ 新井しんきん若手経営者新信会

若手経営者の親睦と研鑽の会で研修会、講演会、親睦旅行等の行事に参加できます。入会資格55才未満の経営者で新信会定積10,000円以上3年以上加入、年会費5,000円。

◇ 新井しんきんビジネスクラブ（ABC）

全国140余の金融機関と日本最大のコンサルティンググループのネットワークで、どんなご相談にもお答えします。
企業経営やご商売に関することなら、ちょっとしたことから専門的なことまで、どんな調査、相談にも応じます。年会費33,000円(税込)。

2023年度の事業概況

■預金積金の状況

預金積金については、懸賞金付定期預金「よろこび」、定期積金の「がんばる家族」「エコ積金」等を取扱い、地域の皆様方への一層の金融サービスの提供に努めてまいりました。その結果、預金積金は期末残高で848百万円減少の114,527百万円となりましたが、平均残高は1,109百万円増加の116,986百万円となりました。

■貸出金の状況

貸出金については、地元事業所の資金繰り支援や財務内容の改善に事業所とともに取組み、地域経済安定に向けた活動を積極的に推進しました。また、昨夏の猛暑および原材料・燃料等の高騰により資金繰りに影響が出ている事業所に「経営安定サポート資金」、能登半島地震被害に対して、事業者向けに「災害緊急特別融資」、個人向けに「災害復旧ローン」を取扱いました。さらに、個人取引先においては、お客様のライフイベントのニーズに応じた「住宅ローン」「カーライフプラン」「教育ローン」「フリーローン」「カードローン」等各種ローンの推進を図り、地域の皆様方の資金需要に積極的に対応してまいりました。その結果、貸出金は期末残高803百万円減少の42,025百万円となりましたが、平均残高は92百万円増加の42,728百万円となりました。

■損益の状況

損益については、低金利等による運用難の中、一段の合理化、効率化を図り、経営体質の強化と資産の健全化に万全を期して取組んできた結果、信用コストは増加しましたが、業務純益480百万円、当期純利益153百万円を確保することができました。また、自己資本比率は12.75%を確保し、健全性において信頼性の維持に努めております。



データで見る最近の業績

■主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

決算期 主要項目	(72期) 2019年度	(73期) 2020年度	(74期) 2021年度	(75期) 2022年度	(76期) 2023年度
自己資本 (純資産額)	5,619	6,788	6,487	4,722	4,858
預金積金残高	106,071	112,195	112,814	115,376	114,527
貸出金残高	40,956	41,913	42,829	42,829	42,025
有価証券残高	46,985	49,109	56,505	56,732	57,563
総資産額	111,989	119,447	119,564	120,344	119,614
経常収益	1,853	1,949	1,602	1,745	2,208
経常利益 (又は経常損失)	444	138	115	△ 151	137
当期純利益 (又は当期純損失)	128	131	115	△ 170	153
単体自己資本比率 (%)	12.93	12.09	11.85	11.91	12.75

(単位：百万円)

出資金総額	204	204	204	204	205
出資金総口数(千口)	409	408	409	409	410
出資に対する配当金	4	4	4	4	4
職員数(人)	100	95	94	95	97

● 預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2022 年度	2023 年度
流 動 性 預 金	41,066	42,609
うち有利息預金	34,126	35,737
定 期 性 預 金	74,530	74,048
うち固定金利定期預金	74,525	74,043
うち変動金利定期預金	4	4
そ の 他 の 預 金	280	327
計	115,876	116,986
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	115,876	116,986

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. その他の預金 = 別段預金 + 納税準備預金

● 定期預金残高

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2022 年度	2023 年度
定 期 預 金	68,526	65,637
固定金利定期預金	68,522	65,632
変動金利定期預金	4	4

■ 貸出金平均残高及び固定・変動金利区分別貸出残高

貸出金平均残高

(単位：百万円)

年度 区分	2022年度	2023年度
割引手形	164	206
手形貸付	4,650	4,266
証書貸付	36,341	36,738
当座貸越	1,478	1,517
合計	42,635	42,728

貸出金残高

(単位：百万円)

年度 区分	2022年度	2023年度
固定金利貸出	34,553	33,919
変動金利貸出	8,276	8,106
合計	42,829	42,025

■ 貸出金担保別残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

年度 区分	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	677	636
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	6,473	6,115
その他	95	52
小計	7,246	6,804
信用保証協会・信用保険	11,256	11,158
保証	1,421	1,356
信用	22,904	22,706
合計	42,829	42,025

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

年度 区分	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	22	5
その他	—	—
小計	22	5
信用保証協会・信用保険	18	17
保証	0	0
信用	1	1
合計	43	23

■ 貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

年度 区分	2022年度		2023年度	
	残高	構成比	残高	構成比
運転資金	29,997	70.0	29,342	69.8
設備資金	12,831	30.0	12,683	30.2
合計	42,829	100.0	42,025	100.0

■貸出金業種別内訳

(単位：先.百万円.%)

区 分 \ 年 度	2022年度			2023年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	33	1,670	3.9	33	1,581	3.8
農 業、林 業	10	138	0.3	10	135	0.3
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	3	0.0	1	2	0.0
建 設 業	142	3,420	8.0	133	3,139	7.5
電気、ガス、水道、熱供給業	2	7	0.0	1	7	0.0
情 報 通 信 業	2	232	0.5	2	283	0.7
運 輸 業、郵 便 業	7	509	1.2	7	502	1.2
卸 売 業、小 売 業	96	3,132	7.3	91	3,079	7.3
金 融 業、保 険 業	20	7,636	17.8	16	6,371	15.2
不 動 産 業	29	3,294	7.7	33	3,034	7.2
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	7	153	0.4	6	128	0.3
宿 泊 業	45	2,388	5.6	40	2,149	5.1
飲 食 業	28	412	1.0	20	405	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	11	175	0.4	14	798	1.9
教育、学習支援業	2	63	0.1	2	59	0.1
医 療、福 祉	16	588	1.4	13	629	1.5
その他のサービス業	39	760	1.8	39	706	1.7
小 計	490	24,588	57.4	461	23,014	54.8
地 方 公 共 団 体	5	8,473	19.8	5	9,022	21.5
個 人	2,489	9,767	22.8	2,422	9,988	23.8
合 計	2,984	42,829	100.0	2,888	42,025	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分	年 度	2022年度	2023年度
		預貸率	37.12
	期中平均	36.79	36.47

(注) 預貸率 = 貸出金 ÷ (預金積金+譲渡性預金) × 100

● 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円.%)

区 分 \ 年 度	2022年度	2023年度
資 金 運 用 収 支	1,373,834	1,480,906
資金運用収益	1,382,907	1,489,446
資金調達費用	9,073	8,540
役 務 取 引 等 収 支	70,346	61,107
役務取引等収益	103,504	99,503
役務取引等費用	33,158	38,396
そ の 他 業 務 収 支	△ 41,691	3,569
その他業務収益	15,588	15,349
その他業務費用	57,280	11,779
業 務 粗 利 益	1,402,490	1,545,583
業 務 粗 利 益 率	1.16	1.26

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しておりますが、2022年度、2023年度の残高はありませんでした。
 2. 業務粗利益率=業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

● 業務純益

(単位：千円.%)

区 分 \ 年 度	2022年度	2023年度
業 務 純 益	146,145	480,499
実 質 業 務 純 益	394,987	562,547
コ ア 業 務 純 益	450,278	573,570
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	449,811	490,922

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。
 2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

● 資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回り

区 分	年 度	平均残高(百万円)		利 息(千円)		利回り(%)	
		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
資 金 運 用 勘 定		120,463	122,046	1,382,907	1,489,446	1.14	1.21
うち貸出金		42,635	42,728	635,738	595,359	1.49	1.38
うち預け金		19,163	20,429	13,275	40,706	0.06	0.19
うち商品有価証券		—	—	—	—	—	—
うち有価証券		58,166	58,389	721,506	840,993	1.24	1.43
資 金 調 達 勘 定		115,908	117,016	9,073	8,540	0.00	0.00
うち預金積金		115,876	116,986	8,913	8,388	0.00	0.00
うち譲渡性預金		—	—	—	—	—	—
うち借入金		—	—	—	—	—	—

(注) 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しておりますが、2022年度、2023年度の残高はそれぞれありませんでした。

● 総資金利鞘

(単位：%)

区 分	2022年度	2023年度
資金運用利回	1.14	1.21
資金調達原価率	0.88	0.85
総資金利鞘	0.26	0.36

● 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	年 度	2022年度			2023年度		
		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息		50,313	△ 40,427	9,885	4,952	101,585	106,538
うち貸出金		1,788	△ 4,125	△ 2,336	1,227	△ 41,607	△ 40,379
うち預け金		△ 5,557	3,887	△ 1,670	811	26,618	27,430
うち商品有価証券		—	—	—	—	—	—
うち有価証券		54,082	△ 40,189	13,892	2,912	116,574	119,487
支 払 利 息		36	△ 3,401	△ 3,365	△ 7	△ 525	△ 532
うち預金積金		24	△ 3,401	△ 3,376	0	△ 525	△ 525
うち譲渡性預金		—	—	—	—	—	—
うち借入金		—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

● 総資産利益率

(単位：%)

区 分	2022年度	2023年度
総資産経常利益率	△ 0.12	0.11
総資産当期純利益率	△ 0.13	0.12

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

■商品有価証券平均残高

該当する取引はありません。

■有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分		2022年度		2023年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	5,119	5,972	4,836	5,476
	小 計	5,119	5,972	4,836	5,476
地 方 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	2,331	2,391	2,706	2,758
	小 計	2,331	2,391	2,706	2,758
公 社 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	241	419	163	205
	小 計	241	419	163	205
金 融 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—
事 業 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	16,609	18,180	15,379	16,872
	小 計	16,609	18,180	15,379	16,872
株 式	その他の目的	1,417	1,228	870	779
	小 計	1,417	1,228	870	779
外 国 証 券	満期保有目的	12,400	11,500	14,900	13,380
	その他の目的	17,526	17,324	17,993	18,167
	小 計	29,926	28,824	32,893	31,547
その他の証券	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,085	1,149	712	749
	小 計	1,085	1,149	712	749
計	満期保有目的	12,400	11,500	14,900	13,380
	その他の目的	44,332	46,666	42,663	45,008
	合 計	56,732	58,166	57,563	58,389

■預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分		2022年度	2023年度
預証率	期 末	49.17	50.26
	期 中 平 均	50.19	49.91

(注) 預証率 = 有価証券 ÷ (預金積金+譲渡性預金) × 100

■金 銭 の 信 託

該当する取引はありません。

■ 有 価 証 券

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	2,500	2,573	73	3,200	3,288	88
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	9,900	9,381	△ 518	11,700	11,324	△ 375
合 計		12,400	11,955	△ 444	14,900	14,613	△ 288

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,048	738	309	697	480	216
	債 券	5,364	5,261	102	5,845	5,760	84
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,629	1,559	69	2,056	2,008	48
	社 債	3,735	3,701	33	3,788	3,751	36
	外国証券	812	783	28	3,927	3,884	42
	その他	718	647	70	525	511	13
	小 計	7,943	7,431	512	10,995	10,638	357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	353	381	△ 28	152	169	△ 17
	債 券	18,938	19,913	△ 975	17,241	18,348	△ 1,106
	国 債	5,119	5,477	△ 358	4,836	5,479	△ 642
	地方債	702	727	△ 24	650	686	△ 35
	社 債	13,115	13,708	△ 592	11,755	12,183	△ 428
	外国証券	16,713	17,670	△ 956	14,066	14,780	△ 714
	その他	367	400	△ 32	186	200	△ 13
	小 計	36,373	38,366	△ 1,992	31,646	33,499	△ 1,852
合 計	44,317	45,797	△ 1,480	42,642	44,137	△ 1,494	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	2022年度 貸借対照表計上額	2023年度 貸借対照表計上額
非上場株式	15	20
信金中央金庫出資金	497	657
合 計	512	678

4. 有価証券の残存期間別残高（貸借対照表計上額）

2022年度

(単位：百万円)

区 分	残存期間	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのない	合 計
国 債		—	—	—	—	—	5,119	—	5,119
地方債		198	396	396	396	594	351	—	2,331
社 債		677	594	2,447	889	2,503	9,738	—	16,851
株 式		—	—	—	—	—	—	1,417	1,417
外国証券		1,997	2,493	2,907	5,135	7,870	7,415	2,105	29,926
その他の証券		188	—	201	—	687	—	8	1,085
合 計		3,061	3,483	5,952	6,421	11,655	22,625	3,532	56,732

2023年度

(単位：百万円)

区 分	残存期間	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのない	合 計
国 債		—	—	—	—	—	4,836	—	4,836
地方債		195	391	391	391	1,081	256	—	2,706
社 債		354	1,845	1,248	1,753	1,433	8,908	—	15,543
株 式		—	—	—	—	—	—	870	870
外国証券		—	3,887	4,532	4,202	8,389	9,415	2,467	32,893
その他の証券		—	—	—	—	186	—	525	712
合 計		549	6,123	6,171	6,346	11,091	23,416	3,863	57,563

● 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	第 7 5 期 (2023年3月31日現在)	第 7 6 期 (2024年3月31日現在)		第 7 5 期 (2023年3月31日現在)	第 7 6 期 (2024年3月31日現在)
現 金	2,366,733	2,197,974	預 金 積 金	115,376,537	114,527,958
預 け 金	18,386,245	18,154,167	当 座 預 金	1,330,073	1,578,939
有 価 証 券	56,732,661	57,563,348	普 通 預 金	38,713,997	40,486,486
国 債	5,119,750	4,836,350	貯 蓄 預 金	175,688	164,970
地 方 債	2,331,802	2,706,834	通 知 預 金	—	—
社 債	16,851,449	15,543,541	別 段 預 金	413,855	419,266
株 式	1,417,623	870,774	納 税 準 備 預 金	13,287	18,715
投 資 信 託	1,077,344	703,748	定 期 預 金	68,526,811	65,637,179
外 国 証 券	29,926,200	32,893,789	定 期 積 金	6,202,823	6,222,399
その他の証券	8,490	8,311	借 用 金	—	—
貸 出 金	42,829,392	42,025,987	そ の 他 負 債	107,833	120,677
割 引 手 形	182,982	247,657	退 職 給 付 引 当 金	33,150	—
手 形 貸 付	4,386,776	3,904,066	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44,644	50,808
証 書 貸 付	36,660,468	36,272,180	そ の 他 の 引 当 金	17,206	32,452
当 座 貸 越	1,599,164	1,602,083	繰 延 税 金 負 債	—	—
そ の 他 資 産	772,782	969,237	債 務 保 証	43,118	23,903
有 形 固 定 資 産	381,571	399,816	負 債 の 部 合 計	115,622,489	114,755,799
無 形 固 定 資 産	12,915	12,915	出 資 金	204,549	205,119
前 払 年 金 費 用	—	584	普 通 出 資 金	204,549	205,119
繰 延 税 金 資 産	6,722	24,721	利 益 剰 余 金	5,998,124	6,147,920
債 務 保 証 見 返	43,118	23,903	利 益 準 備 金	204,680	204,549
貸 倒 引 当 金	△ 1,187,342	△ 1,758,154	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,793,444	5,943,371
(うち個別貸倒引当金)	(△ 751,677)	(△ 1,240,441)	特 別 積 立 金	5,898,380	5,728,380
			未 処 分 剰 余 金 (又は当期未処理損失金)	△ 104,936	214,990
			当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	△ 170,427	153,883
			会 員 勘 定 合 計	6,202,673	6,353,040
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,480,362	△ 1,494,335
			純 資 産 の 部 合 計	4,722,311	4,858,704
資 産 の 部 合 計	120,344,801	119,614,503	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	120,344,801	119,614,503

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10 年～50 年 その他 3 年～20 年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿簿価から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産監査部署）が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 1,137 百万円であります。

7-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針（平成 27 年 3 月 26 日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

7-2. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和 5 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	1,680,937 百万円
年金財政計算上の数理債務の額 と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192 百万円
差引額	△ 89,255 百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和 5 年 3 月分）

0.0954%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 147,969 百万円及び別途積立金 58,714 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 18 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内

最 近 の 業 績

国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を「前受収益」として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,758 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 24 百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

13. 理事及び監事との間による理事及び監事に対する金銭債権総額は14百万円であります。

14. 有形固定資産の減価償却累計額は1,516百万円であります。

15. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,049 百万円
危険債権額	895 百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円
貸出条件緩和債権額	659 百万円
合計額	2,604 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

16. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は247百万円であります。

17. 為替決済取引の担保として信金中金定期預金3,800百万円を、日銀共通担保貸出及び歳入代理店の担保として有価証券432百万円を、また、妙高市出納事務取扱の保証金として現金2百万円を、上越市公金収納事務取扱の保証金として現金1百万円を、上越市ガス水道事業事務取扱の保証金として現金10万円、糸魚川市公営企業保証金として現金10万円をそれぞれ差し入れております。

18. 出資1口当たりの純資産額は11,843円59銭であります。

19. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する主な金融資産は、貸出金、有価証券、預け金です。

貸出金は、主として事業地区内のお客様に運転資金や設備資金としてご利用頂いております。有価証券は、主に債券や株式等であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。預け金は、定期預金が大半であり、その他は資金決済用の普通預金等であ

ります。

これらは、それぞれ信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主にお客様からの預金積金であり、流動性リスク、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出金に関する諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしております。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部市場リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理を行っております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には企画部市場リスク管理課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会へ報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクについて定期的に為替感応度を把握し、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理規程に従い行われております。

このうち、経理部が行う市場運用については企画部市場リスク管理課が、事前審査、投資限度の確認のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、投資対象先の経営環境や財務状況などを定期的にモニタリングしています。

これらの情報は企画部市場リスク管理課を通じ、ALM委員会へ定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価【または経済価値】の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、「当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価【または経済価値】は、4,574百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

20. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場時価のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

最 近 の 業 績

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	18,154	18,219	65
(2) 有価証券	57,542	57,255	△ 286
満期保有目的の債券	14,900	14,613	△ 286
その他有価証券	42,642	42,642	—
(3) 貸出金 (*1)	42,025		
貸倒引当金 (*2)	△ 1,758		
	40,267	40,539	271
金融資産計	115,964	116,015	50
(1) 預金積金 (*1)	114,527	114,448	△ 79
金融負債計	114,527	114,448	△ 79

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については21.から24.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の金額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額。

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、残存期間に基づく区分ごとに市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*)	20
信金中央金庫出資金 (*)	657
合 計	678

(*) 非上場株式及び信金中央金庫出資金について、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	4,041	2,500	3,500	—
有価証券	353	11,604	18,447	27,438
満期保有目的の債券	—	3,800	4,900	6,200
その他有価証券のうち満期のあるもの	353	7,804	13,557	21,238
貸出金 (*)	8,870	13,889	10,526	6,079
金融資産計	13,265	27,994	32,504	33,517

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	66,836	4,272	—	34
金融資産計	66,836	4,272	—	34

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

21. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、24.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国債券	3,200	3,288	88
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国債券	11,700	11,324	△375
合 計		14,900	14,613	△286

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	697	480	216
	債券	5,845	5,760	84
	国債	—	—	—
	地方債	2,056	2,008	48
	社債	3,788	3,751	36
	外国債券	3,927	3,884	42
	その他	525	511	13
	小計	10,995	10,638	357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	152	169	△17
	債券	17,241	18,348	△1,106
	国債	4,836	5,479	△642
	地方債	650	686	△35
	社債	11,755	12,183	△428
	外国債券	14,066	14,780	△714
	その他	186	200	△13
	小計	31,646	33,499	△1,852
合 計		42,642	44,137	△1,494

(注) 上記には時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。

22. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

23. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,446	549	—
債 券	500	0	—
社 債	500	0	—
外国証券	—	—	—
そ の 他	49	—	0
投資信託	49	—	0
合 計	1,995	550	0

24. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありませんでした。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価を5割以上下回った場合と定めており、時価が取得原価を3割以上下回った場合には、回復する見込みがないものについて減損処理を行うこととしております。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,857百万円であります。なお、これらの契約には、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。さらに、これらの契約のうち、カードローンについては全額保証会社の保証付、総合口座について

は全額定期預金担保となっており、その他の当座貸越については必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

2.6. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	23 百万円
貸倒引当金	586
役員退職慰労引当金	14
退職給付引当金	—
減価償却超過額及び減損損失	23
貸出金未収利息	3
資産除去債務	2
睡眠預金払戻損失引当金	2
その他	20
繰延税金資産小計	673
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 23
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 625
評価性引当額小計	△ 648
繰延税金資産合計	24
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	24

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度（令和6年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	—	—	23	—	—	—	23
評価性引当額	—	—	△ 23	—	—	—	△ 23
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2.7. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	1,465 千円
契約負債	107 千円

● 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	
	第75期 〔自 2022年4月1日 至 2023年3月31日〕	第76期 〔自 2023年4月1日 至 2024年3月31日〕
経常収益	1,745,596	2,208,852
資金運用収益	1,382,907	1,489,446
貸出金利	635,738	595,359
預け金利息	13,275	40,706
有価証券利息	721,506	840,993
その他の受入利息	12,387	12,387
役員引当	103,504	99,503
受入為替手数料	62,293	57,697
その他の業務収益	41,211	41,805
その他の業務収益	15,588	15,349
国債の売却益	1,989	750
その他の業務収益	13,599	14,599
その他の経常収益	243,594	604,553
債権の売却益	2,943	54,710
株式の売却益	229,653	549,750
その他の経常収益	10,998	92
経常費用	1,896,664	2,071,648
資金調達費用	9,073	8,540
預給付の補てん	7,936	7,798
その他の支払	977	589
役員引当	159	151
支払為替手数料	33,158	38,396
その他の業務費用	14,083	13,711
その他の業務費用	19,074	24,684
国債の償還	57,280	11,779
その他の業務費用	—	—
経常費用	57,280	11,773
人件費	0	6
その他	1,017,203	992,693
貸倒引当金	695,982	671,226
貸出金の償却	289,733	289,977
株式の売却損	31,486	31,489
その他の経常費用	779,950	1,020,238
貸倒引当金の償却	572,283	1,003,260
株式の売却損	55,055	631
その他の経常費用	141,565	801
経常費用	11,046	15,544
経常利益(又は経常損失)	△ 151,068	137,204
特別利益	—	—
特別損失	—	—
固定資産処分損失	0	173
固定資産処分損	0	173
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	△ 151,068	137,031
法人税、住民税及び事業税	1,146	1,146
法人税等調整額	18,212	△ 17,999
法人税等合計	19,359	△ 16,852
当期純利益(又は当期純損失)	△ 170,427	153,883
繰越金(当期首残高)	65,491	61,106
当期末処分剰余金(又は当期末処分損失)	△ 104,936	214,990

(注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2.出資1口当たり当期純利益金額は375円85銭であります。
 3.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

● 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第75期 (2023年3月末)	第76期 (2024年3月末)
当期末処分剰余金	65,063,600	214,990,351
繰越金(当期首残高)	65,491,230	61,106,425
当期純利益(又は当期純損失)	△ 170,427,630	153,883,926
特別積立金取崩額	170,000,000	—
剰余金処分額	3,957,175	154,663,793
利益準備金	△ 130,500	570,000
出資配当金	(年2%) 4,087,675	(年2%) 4,093,793
特別積立金	—	150,000,000
繰越金(当期末残高)	61,106,425	60,326,558

● 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区 分		開示残高 (a)	保全額		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
			(b)	担保・保証等による 回収見込額(c)			貸倒引当金 (d)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2022年度	928	928	374	554	100.00	100.00
	2023年度	1,049	1,049	243	806	100.00	100.00
危 険 債 権	2022年度	259	259	61	197	100.00	100.00
	2023年度	895	867	433	434	96.90	94.00
要 管 理 債 権	2022年度	428	281	155	126	65.68	46.13
	2023年度	659	570	343	227	86.42	71.71
三月以上 延滞債権	2022年度	—	—	—	—	—	—
	2023年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	2022年度	428	281	155	126	65.68	46.13
	2023年度	659	570	343	227	86.42	71.71
小 計 (A)	2022年度	1,616	1,469	591	877	90.90	85.64
	2023年度	2,604	2,487	1,019	1,467	95.50	92.60
正 常 債 権 (B)	2022年度	41,288					
	2023年度	39,484					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2022年度	42,905					
	2023年度	42,089					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。

自己資本の充実の状況等

● 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,198	6,348
うち、出資金及び資本剰余金の額	204	205
うち、利益剰余金の額	5,998	6,147
うち、外部流出予定額(△)	4	4
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	435	517
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	435	517
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,634	6,866
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	12	12
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	12
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	6	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	19	13
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	6,614	6,853
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	52,636	50,859
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 285	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 285	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,857	2,873
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	55,494	53,733
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	11.91%	12.75%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況等

● 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法

当金庫は、これまでに収益力強化による内部留保の積上げを行うことにより自己資本を充実させてまいりました。これにより2024年3月末の自己資本比率は12.75%となり、国内のみで業務を行う金融機関の基準である4%を大きく上回っていることから経営の健全性・安全性は充分保たれていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位：百万円)

区 分	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計 (A)	52,636	2,105	50,859	2,034
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	51,154	2,046	49,329	1,973
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	407	16	407	16
金融機関向け	18,663	746	18,116	724
法人等向け	20,332	813	19,472	778
中小企業等・個人向け	4,221	168	4,296	171
抵当権付住宅ローン	447	17	451	18
不動産取得等事業向け	3,078	123	2,851	114
3ヵ月以上延滞等	102	4	161	6
取立未済手形	2	0	5	0
信用保証協会等による保証付	388	15	342	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	684	27	616	24
出資等のエクスポージャー	684	27	616	24
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	2,826	113	2,608	104
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	475	19	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	506	20	666	26
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャーのに係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,746	69	1,510	60
ルック・スルー方式	1,746	69	1,510	60
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 285	△ 11	—	—
⑥ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	20	0	20	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	2,857	114	2,873	114
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ + ロ)	55,494	2,219	53,733	2,149

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉}}{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\% \div 8\%} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況等

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針

当金庫では、資産の自己査定を行うことにより、リスクを適切に把握・管理し、健全かつ適正な与信構造の構築に努める方針です。

管理部に資産査定課を設けると共に資産査定委員会を独立組織し、資産の健全性堅持に万全を期しております。また、審査部は営業部門から独立し、厳正な審査に努めると共に公共性・成長性・安全性・収益性・流動性の5原則を踏まえ、融資審査基準に基づいた審査を行っております。

なお、特定の業種や大口取引に偏らない小口多数取引に心掛け、リスクの分散に努めていますが、万一、損失が発生した場合、或いは、将来、損失の発生が予想される場合には、法令や内部規程等に基づき適切で厳格な償却・引当を実施しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

保有する資産の一部（有価証券）について、以下の4社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- ① 格付付投資情報センター (R&I)
- ② 株日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券			
		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
国	内	90,604	87,905	42,905	42,089	25,175	24,108	492	1,009
国	外	28,554	30,965	—	—	28,554	30,965	—	—
地 域 別 合 計		119,159	118,870	42,905	42,089	53,729	55,074	492	1,009
製 造 業		7,755	6,707	1,679	1,588	5,671	4,773	—	—
農 業 ・ 林 業		138	135	138	135	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		3	2	3	2	—	—	—	—
建 設 業		3,494	3,210	3,445	3,159	—	—	43	67
電気、ガス、水道、熱供給業		1,607	1,707	7	7	1,600	1,600	—	—
情 報 通 信 業		4,533	4,532	232	283	4,200	4,200	—	—
運 輸 業		1,519	1,397	510	503	891	891	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業		4,646	4,094	3,144	3,092	1,500	1,000	1	59
金 融 業 ・ 保 険 業		56,558	57,073	7,651	6,384	30,069	32,480	—	—
不 動 産 業		4,212	4,009	3,306	3,053	906	906	21	20
宿 泊 業		2,411	2,155	2,411	2,155	—	—	393	178
飲 食 業		416	410	416	410	—	—	2	—
教育・学習支援業		153	128	153	128	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉		643	681	643	681	—	—	—	—
その他のサービス		1,928	2,494	1,017	1,578	900	900	23	677
小 計		90,023	88,742	24,762	23,165	45,738	46,751	485	1,003
地 方 公 共 団 体		16,469	17,348	8,477	9,026	7,991	8,322	—	—
個 人		9,664	9,897	9,664	9,897	—	—	6	6
そ の 他		3,002	2,881	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		119,159	118,870	42,905	42,089	53,729	55,074	492	1,009
1 年 以 下		15,634	11,382	8,263	7,794	2,869	546	—	—
1 年 超 3 年 以 下		10,321	13,168	3,810	4,032	3,471	6,136	—	—
3 年 超 5 年 以 下		11,590	12,186	5,755	3,448	5,835	6,238	—	—
5 年 超 7 年 以 下		14,906	14,023	6,305	7,527	6,601	6,495	—	—
7 年 超 10 年 以 下		20,557	19,414	8,116	6,680	11,441	11,234	—	—
1 0 年 超		33,969	34,845	10,458	10,422	23,511	24,423	—	—
期間の定めのないもの		12,179	13,849	195	2,183	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		119,159	118,870	42,905	42,089	53,729	55,074	—	—

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」には、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種別に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	186	435	—	186	435
	2023年度	435	517	—	435	517
個別貸倒引当金	2022年度	587	751	159	428	751
	2023年度	751	1,240	432	319	1,240
合 計	2022年度	774	1,187	159	615	1,187
	2023年度	1,187	1,758	432	754	1,758

3. 貸出金償却額

(単位：千円)

2022年度	55,055
2023年度	631

4. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製 造 業	—	—	—	124	—	—	—	—	—	124	—	—
農 業・林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	27	317	317	37	4	291	22	26	317	37	7	—
電気、ガス、水道、 熱 供 給 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	60	67	67	148	0	—	59	67	67	148	0	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	27	9	9	9	15	0	12	9	9	9	—	—
宿 泊 業	450	337	337	243	136	139	314	197	337	243	47	—
飲 食 業	1	1	1	—	0	1	1	—	1	—	—	0
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	20	18	18	677	2	—	17	18	18	677	—	—
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	587	751	751	1,240	159	432	428	319	751	1,240	55	0

(注) 1. 当金庫は、国内に限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等

5. リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	20,460	—	24,274
10 %	1,070	4,107	1,070	3,574
20 %	18,271	20,947	17,081	18,553
35 %	—	1,309	—	1,313
40 %	500	—	1,000	—
50 %	18,121	492	18,458	950
70 %	1,300	—	1,800	—
75 %	—	2,803	—	2,618
100 %	15,787	12,797	14,795	12,320
120 %	500	—	500	—
150 %	—	—	—	59
250 %	500	190	500	—
1,250 %	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	119,159		118,870	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(1) 適格金融資産担保

定期性預金を担保としている貸出金については、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

お客様から担保をいただく際には、説明義務を果たす一方、融資に際しては過度に担保に依存しない審査に努めています。

(2) 貸出金と自在庫預金との相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は定期性預金とし、信用リスク削減額については、満期日が貸出金の期限を超える預金について相殺しています。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び(一社)しんきん保証基金が保証している保証債権(保証されている部分に限る)について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保 証		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	850	779	6,280	6,535	—	—

- (注) 適格金融資産担保については簡便手法を用いています。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

● 出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、経営体力や管理能力等に見合った株式等の運用に心掛け、リスク管理の徹底により適正な収益を確保する方針です。

株式等については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に被るリスク（価格変動リスク）を伴いますが、保有する株式等については銘柄ごとに定期的に評価額を把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には内部規程に基づき適切に処理することとしています。また、価格変動リスクについてはその他のリスクと共に ALM 委員会への報告事項としています。

1. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,410	1,410	858	858
非上場株式等	514	514	679	679
合 計	1,925	1,925	1,538	1,538

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上場株式等には、信金中央金庫の優先出資証券が含まれております。
 3. 非上場株式等には、信金中金出資金及びその他出資金が含まれております。

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
売 却 益	229	549
売 却 損	141	—
償 却	—	—

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
評 価 損 益	282	200

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,338	3,303
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

自己資本の充実の状況等

● 金利リスクに関する事項

銀行勘定の金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book ※）については、毎月末を基準日として月次でIRRBBを計測しており、金利変化時の影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、ALM委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの検討を行っております。（※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

(2) リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、保有する資産や負債等の将来のキャッシュ・フローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金（当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金）の満期の認識や、固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の期限前解約の推定によって、金利リスクが大きく変動することがあります。当金庫は内部モデルの使用はありませんが、それらの商品のリスク計測時の主な前提は、以下のとおりです。

①流動性預金の満期の認識

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。流動性預金のうち、現残高の半分を上限とし、5年後までに滞留すると見込まれる金額をコア預金（最長5年、平均期間2.5年）と認識しています。流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年、最長の金利改定満期は5年の取引として金利リスクを計測しています。

②固定金利貸出の期限前返済や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

③複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

(3) 金利リスク

表IRRBB1は、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動（ Δ EVE）及び金利収益変動（ Δ NII）を示しております。パーゼル規制第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）として、過度に金利リスクを取っている銀行を抽出するための「重要性テスト」があります。これは金融庁指定のシナリオに基づく Δ EVEの自己資本の額に対する比率を算定し、金融庁が結果をモニタリングするものです。当金庫の2024年3月末の Δ EVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定シナリオのうち上方パラレルシフトの Δ EVEが最大値となります。「重要性テスト」の結果は、監督上の基準値である20%に対し、現在超過している状態となっておりますが、自己資本の額6,853百万円に対し最大リスク量は4,574百万円と余裕を確保していると考えられます。また、運用ポジションの変更や市場環境の変化を主要因に前事業年度末より最大リスク量は増加しております。

Δ NIIについては、金利上昇シナリオにおいて375百万円、金利低下シナリオにおいて14百万円それぞれ金利収益が減少する結果となります。

なお、計測対象、各計数の定義及び計算前提は以下のとおりです。

計測対象

当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（銀行の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響等を考慮しています。

各計数の定義及び計算前提

・ Δ EVE

金利ショックに対する現在価値（EVE：Economic Value of Equity）の減少額
（現在価値が減少する場合は正で表示しています。）

・ Δ NII

算出基準日から12ヶ月を経過する日までの金利収益（NII：Net Interest Income）の減少額
（収益が減少する場合は正で表示し、増加する場合に負で表示しています。）

自己資本の充実の状況等

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		2023年度	2022年度	2023年度	2022年度
1	上方パラレルシフト	4,574	4,503	375	367
2	下方パラレルシフト	0	0	14	75
3	スティープ化	3,350	3,377		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,574	4,503	375	367
		ホ		へ	
		2023年度		2022年度	
8	自己資本の額	6,853		6,614	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

報酬体系

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	52

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

(注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」52百万円となっております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和5年度において対象役員が受け取り報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

● 会計監査人の監査の報告について

・令和6年6月24日開催の第76回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、興亜監査法人（公認会計士柿原佳孝氏、公認会計士芝 康治氏）の監査を受けております。

地域密着型金融推進計画の進捗状況

● 地域密着型金融の取組みについて（令和5年4月～令和6年3月）

令和5年度の地域密着型金融の取組みにおいては、「1. 個々の課題に応じた取引企業の支援強化」「2. 事業性評価によるタイムリーな資金供給」「3. 外部支援機関との連携」等の推進に、引き続き積極的に取り組んでまいりました。

具体的な取組み内容

1. 個々の課題に応じた取引企業の支援強化

・ 経営改善支援

地域の発展には、地元の中小企業が健全に存続し発展していくことが重要であり、信用金庫は地元の繁栄、地域中小企業の発展について、使命共同体として役割を果たしていくことが必要であります。企業の経営改善支援にあたっては、決算書、試算表などの表面的な計数のみで判断することなく、企業の技術力や営業力、成長性、経営者の経営能力や人間性、業況等を勘案した上で、取引先個々の課題や問題点を洗い出し、その上で取引先経営者とともに、事業改善計画、収支計画を策定し、将来に亘り継続安定したキャッシュフローが確保できるよう、経営者と一体となり経営改善に取り組んでおります。令和5年度は、重点支援先68先を選定し、P・D・C・Aサイクル手法等により経営改善支援を行いました。令和5年度は、一部事業者を除き、思うように改善計画が進捗しない事業所が多くありましたが、今後モニタリングの徹底を図り企業実態の把握に努め、継続的にきめ細かな指導にあたり、柔軟な姿勢で条件緩和等を含めたサポートに取り組んでまいります。

・ 事業再生支援

地域が安定して継続していくには、地域経済を支える中小企業の事業再生が不可欠であります。そのため、取引先の生産性の向上、新たな付加価値の創出のため、事業再生支援に取り組んでおります。今後も、地元企業の存続を図るため、企業実態の把握に努め、対象企業に適した手法を用い、企業再生支援に取り組んでまいります。

2. 事業性評価によるタイムリーな資金供給

顧客へのきめ細かな訪問活動により、取引先とのコミュニケーションを図り、企業実態を把握し、事業性評価による与信判断に努めております。また令和5年度は、ウィズコロナからポストコロナに対応するため、タイムリーな資金供給や条件変更等により、事業所の資金繰り支援に積極的に取り組みました。

3. 外部支援機関との連携

当地域では、人口減少や事業承継問題で厳しい状況が続いております。地元企業の付加価値を高め、安定して事業が継続されるよう、新潟県信用保証協会各種支援メニューの活用、新潟県よろず支援拠点、新潟県事業承継・引継ぎ支援センター、新潟県中小企業活性化協議会、日本M&Aセンター等外部支援機関の積極的な活用、上越信用金庫及び上越ケーブルビジョンと連携した販路開拓事業の推進等、事業所の課題である財務内容の改善、販路拡大、人材の確保、事業承継等に事業所と課題を共有し、課題解決を図っております。さらに、日本政策金融公庫、地公体、商工会議所・商工会等各種団体との連携により、協調融資や各種経営支援に取り組んでまいります。

地域金融円滑化の取組み

■ 地域金融円滑化のための基本方針

新井信用金庫は、平成 25 年 3 月末に金融円滑化法の期限が到来しましたが、その後も対応方針に何ら変わりなく、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化の実施に向けた管理態勢

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、金融円滑化に係る管理方針、管理規定を定めて以下の態勢のとおりとしております。

- ① お客様の新規融資や条件変更等のお申込みに対しては、お客様の経営実態等を踏まえて、適正な審査を行ってまいります。
- ② お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関する適切な支援を行ってまいります。
- ③ お客様との与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）のご相談・お申込みに対し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行ってまいります。
- ④ お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施してまいります。
- ⑤ お客様の事業価値を見極め、金融円滑化の取組みを実効的に進めるため、職員の目利き力向上に努めてまいります。
- ⑥ 金融円滑化の取組みに対し適切な対応を図るために必要な施策を適切に行ってまいります。
- ⑦ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた適切な対応を図ってまいります。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

■ 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組み状況

当金庫では、「経営者保証のガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和5年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は425件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合は35.8%、保証契約を解除した件数は9件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立要件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り）は2件でした。

■ 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行い、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況、事業性評価等の内容を踏まえて、総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたくて検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

総代会制度

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係がなく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

○総代の任期は3年です。 ○総代の定数は90人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき次により選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。 ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
- ③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

3. 総代候補者選考基準

①資格要件。当金庫の会員であること

②適格要件。総代としてふさわしい見識を有している人。良識をもって正しい判断ができる人。人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解し、金庫経営ならびに事業発展に協力的な人。その他総代選考委員が適格と認めた人

4. 第76期 通常総代会の決議及び報告事項

第75期定時総代会（令和6年6月24日）において、次の事項が付議されました。

第1号議案 第76期（令和5年度）業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件

第2号議案 剰余金処分案承認の件：原案通り承認されました。

第3号議案 総代候補者選考委員選任の件：原案通り承認されました。

5. 総代の氏名：(注)丸数字は総代の就任回数

選任区域	人数	氏 名							
1区	8名	河野正一郎⑦	建入 英一⑦	羽鳥 雄一③	矢崎 賢一④	嶺村 康弘⑥	雲田 俊夫④		
		古川 正人③	横尾 良一③						
2区	8名	和田 光司⑦	滝坂 康史⑤	尾寄 智也③	岡田 巖⑩	太田 恵久⑤	田中 義之④		
		山本 一久⑪	池田 哲郎⑨						
3区	11名	西脇 治雄⑩	山田 隆司③	池田 和資③	須崎 正彦⑤	中田 清一⑤	和田 知成⑧		
		堀 俊幸⑭	樗沢 範明⑦	堀 秀隆⑪	関 彰③	長谷川 寛④			
4区	8名	竹内 勉⑫	太田 憲一⑧	古川 重成⑦	石曾根公二⑦	炭田 秀昭⑭	相羽 周平③		
		大野 正信⑧	東條 邦昭⑭						
5区	20名 (欠員2名)	中多 俊一⑧	樗沢 秀久⑥	長崎 謙一③	浜田 恭次⑧	川上 一郎⑤	望月 利一④		
		清水 直春③	古川 昭一③	野本 和博⑯	荒井金之助⑮	武 和男⑧	竹田 宗一⑤		
		加藤 正浩④	丸山 善宏④	村越 恵子③	北村 裕之③	岩崎 規重②	竹田 祐一②		
6区	13名	築田 秀敏②							
		小嶋 靖夫⑧	早津 三郎⑤	桐山 明洋⑤	竹内 靖彦③	古川由美子③	島田 俊夫⑫		
		小川 正雄⑧	木村 孝貴⑦	宮下 恒一⑤	富村 静一⑦	倉井 直人③	陸川 陽一②		
7区	20名 (欠員1名)	渡邊 政彦②							
		小林 修一⑪	小林 清一⑩	佐藤 義博⑤	若月 新一④	川久保 守③	中田 正⑦		
		猪又 史博⑨	大島 久利⑤	小竹 征紀③	関間 厚⑬	大島 堅一⑪	横田 正雄⑦		
		水澤 俊彦④	小林 秀和③	小山 隆一③	山本 篤③	細川 輝幸②	小林 弘一②		
		古江 和博②	富田 一弥②						

6. 総代属性等別構成比

職業別：法人・法人代表者79%、個人事業主12%、個人9%

年代別：70歳代以上40%、60歳代34%、50歳代25%、40歳代1%

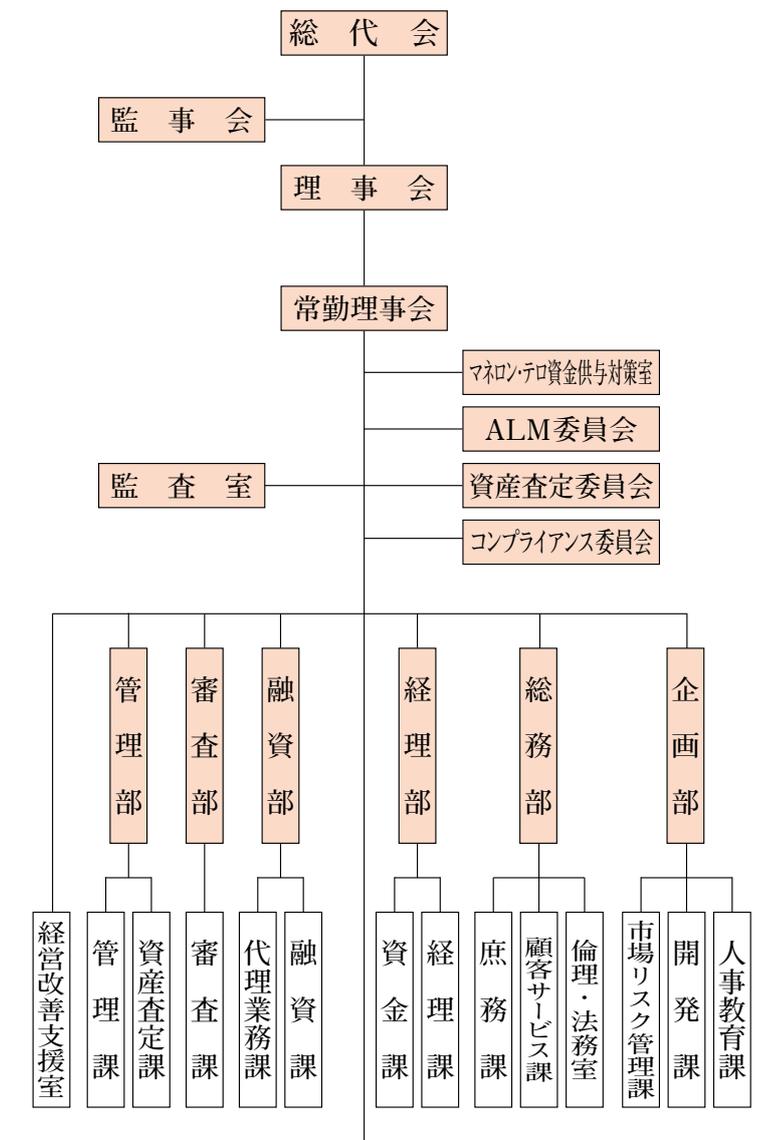
業種別：建設業33%、小売業23%、サービス業18%、製造業12%、卸売業5%、飲食業1%、不動産業1%

(注)業種別の構成比は、法人・法人代表者及び個人事業主に限る

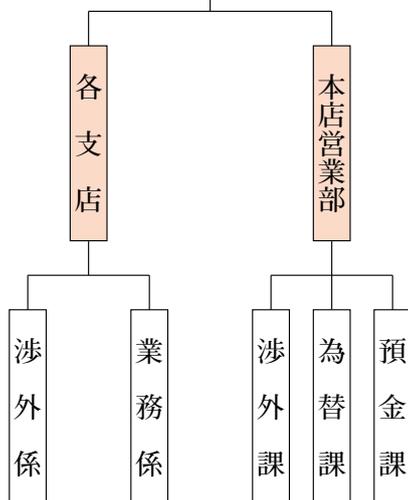
組織図・役員

(令和6年6月末現在)

■本部



■営業店



■役員

会長	横山孝雄
理事長	丸山利之樹
常務理事	阿部直浩
常勤理事	高橋水裕
常勤理事	清博田哲夫
常勤理事	大嶋文誠
理事	橋詰誠一
理事	中村章
常勤監事	田地野庄一郎
監事	尾島弘恵

※上記の役員のうち
職員外理事

大嶋文夫、橋詰誠一
員外監事
田地野庄一郎

■会計監査人

興亜監査法人 (令和6年6月末現在)

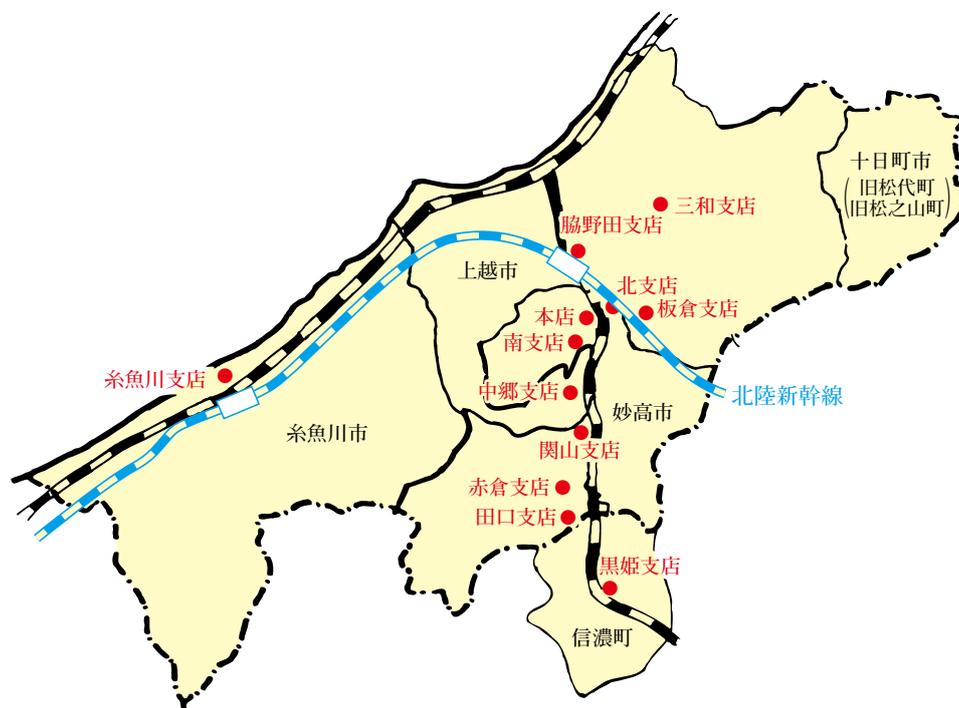


※当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、独立した部署として、マネロン・テロ資金供与対策室を設置し、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

昭和23年	市街地信用組合法による信用組合設立	18年	雪害特別無担保ローン取扱開始、保証協会と提携した会員向け商品「アローズ」取扱開始、県内統一商品「しんきんキャッスル」取扱開始、少雪対策特別資金取扱開始、COMサーバー入替
25年	協同組合法による信用協同組合の事業開始	19年	退職者向け「グッドライフプラン」発売 カードローン「スマイル」取扱開始
27年	信用金庫法による信用金庫となる	20年	創立60周年記念事業実施 (1)妙高市へ障害者相談員支援車輦1台寄贈 (2)妙高市社会福祉協議会へケアマネジメント車輦2台寄贈 (3)妙高市障害者施設に大型TV寄贈 (4)妙高市、上越市、糸魚川市、信濃町に緑化事業を支援 (5)商工会議所商工会へ「プレミアム商品券」の協力金を支援
28年	田口支店開設	21年	「エコアクション21」認証取得、定期積金「チャレンジ21」キャンペーン契約額48億円達成、中小企業金融円滑化のため取組実施
33年	総預金量2億円、会員数2,178名	22年	豪雪対策特別資金、雪害無担保ローン取扱開始、地震対策特別資金、災害復旧無担保ローン取扱開始
39年	赤倉出張所開設、42年支店に昇格	23年	除雪機ローン取扱、雪害対策相談窓口設置し、雪害対策特別資金取扱、雪害無担保ローン取扱
40年	長野県信濃町営業地区認可	24年	総預金量1,000億円達成、改組60周年記念定期預金、記念新活用ローン発売、でんさいネットの取扱開始、通帳記帳相互開放、経営改新等支援機関に認定
43年	総預金量44億円、会員数4,155名 創立20周年 本店新築落成	25年	市場リスク管理課を新設 創立65周年記念、エコ定期預金・エコ定期積金・特活用ローン発売 NISA（少額投資非課税制度）口座の取扱開始
44年	上越市、糸魚川市、東頸城、西頸城営業認可	26年	「チャレンジ21定期預金・定期積金」発売 新井商工会議所・妙高商工会・妙高高原商工会と「創業・新事業支援」の覚書を締結 「北陸新幹線・えちごトキめき鉄道開業」の記念定期発売
46年	黒姫支店開設	27年	妙高市と「地方創生に向けた包括提携」と「妙高市における見守り活動」の2分野で協定を締結 日本政策金融公庫と農業分野支援のためCDS（信用補完制度）に関する基本契約を締結
49年	糸魚川支店開設	28年	妙高市、新井商工会議所など6団体の連携による「妙高市創業支援セミナー」に参画 「はねうま定期預金」「相続定期預金」発売
50年	第一次オンライン開始	29年	新商品「フリーローン（しんきん保証基金保証付き）」の取扱開始、6団体連携による「創業支援・異業種交流懇談会」を開催、特別融資「企業成長支援資金」取扱開始、「夢わくわく定期積金」発売
53年	創立30周年記念事業実施 青少年図書充実基金として1,000万円寄付 総預金量218億円、会員数5,592名	30年	70周年記念特別定期預金「絆」、70周年記念特別定期積金「エコ定期積金」発売、「70周年記念特別資金」取扱開始 総預金量1,058億円、会員数7,516人
55年	脇野田支店開設	令和元年	特別融資「令和地域創生支援資金」の取扱開始、定期積金「チャレンジ21」を発売 総預金量1,060億、会員数7,515人
57年	中郷支店開設	令和2年	「SDGs宣言」を致しました
58年	日本銀行取引開始、第二次オンライン開始 青少年図書充実基金に1,000万円追加寄付	3年	総預金量1,128億円、会員数7,406人
59年	国債窓販取扱開始 南支店開設	4年	特別融資「事業継続支援資金」の取扱開始 特別融資「少雪対策特別資金」の取扱開始 街なか活性化のため、妙高市へ大型TV1台寄贈
61年	松下電子新井工場に店外CD設置	5年	災害特別緊急融資の取扱開始
63年	関山支店開設、総預金量456億円、会員数6,778名		
平成元年	第三次オンライン開始 新井ショッピングモール共同店外CD設置 定期積金「チャレンジ21」キャンペーン契約額40億円達成		
平成2年	ATM・CD稼働時間（平日）延長 8:45～19:00 サンデーバンキング開始（本店）		
3年	新井しんきんビジネススクラブ発足 板倉支店開設、両替商開始、年金相談室開始		
4年	ATMによる振込・振替サービス開始		
5年	北支店開設		
6年	夢付き懸賞金付定期預金「よろこび」発売		
7年	中頸城郡三和村、頸城村、大湯町営業地区認可 7.11水害緊急対策特別融資実施 年金受給者金利1%上乗せ優遇定期「ふくふく」発売 ATM・CD稼働時間（平日）8:00～20:00延長		
8年	本店にエレベーター設置 ATM・CD祝日稼働開始		
9年	ATM下町出張所開設 懸賞品付定期積金「夢わくわく」発売		
10年	創立50周年記念事業実施 (1)新井頸南行政組合にヘルパー車9台寄贈 (2)みなかみの里へ福祉車1台寄贈 三和支店開設、総預金量763億円、会員数7,355名		
11年	テレホンバンキング、休日ローン相談開始		
12年	公認会計士による監査制度を導入 ホームページの立ち上げ、ネットバンキング開始		
13年	保険窓販開始 ATM稼働時間（平日）7:00～23:00延長		
14年	生命保険窓販開始 新潟産業創造ファンドに出資		
15年	リレーションシップバンキング機能強化計画作成・実施 2月IYバンクとのATM提携		
16年	リレーションシップバンキング機能強化計画実施 印鑑照会システムの導入		
17年	毎週日曜日ローン相談室を開設		

■ 営業地域のご案内

(令和6年6月末現在)



■ ATM 設置状況

店 内	本店・南支店・北支店 2 台, 各支店 1 台		計 15 台
店 外	新井ショッピングモールコア共同出張所	1 台	計 2 台
	本店営業部下町出張所	1 台	

※ATM稼働時間【平日】AM7:00~PM9:00 【土・日・祝日】AM8:00~PM7:00

■ 店舗のご案内

本 店	新潟県妙高市栄町 2 - 3	☎ 0255 (72) 3101
田 口 支 店	新潟県妙高市大字関川 8 - 2	☎ 0255 (86) 3151
赤 倉 支 店	新潟県妙高市大字赤倉 448	☎ 0255 (87) 2223
黒 姫 支 店	長野県上水内郡信濃町大字柏原 74 - 1	☎ 026 (255) 2578
糸魚川支店	新潟県糸魚川市寺町 3 丁目 9 番 7 号	☎ 025 (552) 5566
脇野田支店	新潟県上越市大和 1 丁目 7 番 9 号	☎ 025 (522) 1160
中 郷 支 店	新潟県上越市中郷区板橋 466 - 1	☎ 0255 (74) 3201
南 支 店	新潟県妙高市学校町 3 番 25 号	☎ 0255 (72) 5128
関 山 支 店	新潟県妙高市大字関山 1673 - 24	☎ 0255 (82) 2200
板 倉 支 店	新潟県上越市板倉区針 794	☎ 0255 (78) 3321
北 支 店	新潟県妙高市柳井田町 2 丁目 8 番 26 号	☎ 0255 (72) 7770
三 和 支 店	新潟県上越市三和区番町 1713 - 2	☎ 025 (532) 4530

当金庫のホームページアドレス

<http://www.shinkin.co.jp/arai>

信用金庫の「中央金融機関」のご紹介

信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

概要

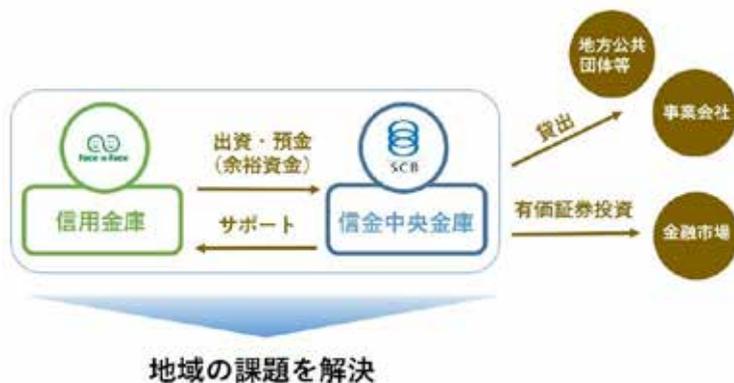
<p>創立</p> <p>信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。</p>	<p>資金量</p> <p>34兆円</p>	<p>会員数</p> <p>254金庫</p>
<p>上場</p> <p>2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード 8421）。</p>	<p>役職員数</p> <p>1,263人</p>	<p>拠点数</p> <p>国内14拠点 海外6拠点</p>

2024年3月末時点

事業内容

信金中金は、さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



地域の課題を解決する機能	信用金庫のセントラルバンク機能	機関投資家としての機能
信用金庫がお客さまのためにを行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるように、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。	信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。	全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

外部格付

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

2024年3月末時点

格付会社	長期	アウトルック	短期
Moodly's	A1	安定的	P-1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A+	安定的	-
日本格付研究所	AA	安定的	-

中期経営計画



信用金庫と信金中央金庫のネットワーク

日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,000店舗のネットワークを形成しているほか、約878万人の会員と、161兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

また、信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ体となって幅広いサービスを提供しています。海外には6拠点を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。



グループ紹介

- 証券業務
 - しんきん証券(株)
 - 信金インターナショナル(株)
- 地域商社業務
 - しんきん地域創生ネットワーク(株)
- 海外ビジネス支援業務
 - 信金シンガポール(株)
- 消費者信用保証業務
 - 信金ギャランティ(株)
- 投資運用業務
 - しんきんアセットマネジメント投信(株)
- 投資・M&A仲介業務
 - 信金キャピタル(株)
- データ処理の受託業務等
 - (株)しんきん情報システムセンター
- 事務処理の受託業務等
 - 信金中金ビジネス(株)

信金法施行規則第132条及び金融再生法第7条、同規則第5条、第6条に基づくディスクロージャー項目

このディスクロージャー資料は、信金法施行規則第132条及び金融再生法第7条、同規則第5条、第6条に基づくディスクロージャー項目に基づいて作成しておりますが、その基準における各項目は以下のページに記載しております。

1 金庫の概況及び組織に関する事項	5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況
(1) 事業の組織……………44	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金……………22・23・24・25・26・27・28・29 処分計算書又は損失金処理計算書
(2) 理事・監事の氏名及び役職名……………44	(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
(3) 事務所の名称及び所在地……………46	○ リスク管理債権
2 金庫の主要な事業の内容……………10・11・12	① 破綻先債権に該当する貸出金……………30
3 金庫の主要な事業に関する事項	② 延滞債権に該当する貸出金……………30
(1) 直近の事業年度における事業の概況……………13	③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金……………30
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金……………30
① 経常収益……………14	○ 金融再生法開示債権
② 経常利益又は経常損失……………14	① 金融再生法開示債権……………30
③ 当期純利益又は当期純損失……………14	② 金融再生法開示債権保全状況……………30
④ 出資総額及び出資総口数……………14	(3) 自己資本の充実状況等
⑤ 純資産額……………14	① 自己資本調達手段の概要……………31
⑥ 総資産額……………14	② 自己資本の構成に関する事項……………31
⑦ 預金積金残高……………14	③ 自己資本の充実度に関する事項……………32
⑧ 貸出金残高……………14	④ 信用リスクに関する事項……………32・33・34・35
⑨ 有価証券残高……………14	⑤ 信用リスク削減手法に関する事項……………35
⑩ 単体自己資本比率……………14	⑥ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項……………36
⑪ 出資に対する配当金……………14	⑦ 証券化エクスポージャーに関する事項……………36
⑫ 職員数……………14	⑧ 出資等エクスポージャーに関する事項……………36
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	⑨ リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項……………37
① 主要な業務の状況を示す指標	⑩ 銀行勘定における金利リスクに関する事項……………37
ア 業務粗利益及び業務粗利益率……………18	(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益
イ 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支……………18	① 有価証券
ウ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘……………19	ア 売買目的有価証券……………該当なし
エ 受取利息及び支払利息の増減……………19	イ 満期保有目的の債券……………21
オ 総資産経常利益率……………19	ウ その他有価証券……………21
カ 総資産当期純利益率……………19	エ 工子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの……………該当なし
② 預金に関する指標	オ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券……………21
ア 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他預金の平均残高……………15	② 金銭の信託……………20
イ 固定金利定期預金・変動金利定期 預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高……………15	③ 第102条第1項第5号に掲げる取引
③ 貸出金等に関する指標	デリバティブ取引
ア 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……………16	ア 金利関連取引……………該当なし
イ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……………16	イ 通貨関連取引……………該当なし
ウ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額……………16	ウ 株式関連取引……………該当なし
エ 用途別の貸出金残高……………16	エ 債券関連取引……………該当なし
オ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合……………17	オ 商品関連取引……………該当なし
カ 預貸率の期末値及び期中平均値……………17	カ クレジットデリバティブ取引……………該当なし
④ 有価証券に関する指標	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……………34
ア 商品有価証券の種類別の平均残高……………20	(6) 貸出金償却の額……………34
イ 有価証券の種類別の残存期間別の残高・種類別の平均残高……………20	6 報酬体系について……………39
ウ 預証率の期末値及び期中平均値……………20	7 地域密着型金融推進計画の進捗状況……………40
4 金庫の事業の運営に関する事項	8 地域金融円滑化の取組み……………41
(1) リスク管理の体制……………4	9 経営者保証に関するガイドラインの活用状況……………42
(2) 法令遵守の体制……………4	10 総代会制度……………43
(3) 金融ADR制度への対応……………5	

子会社及び関連会社等はありません。
国際業務部門は取り扱っておりません。



 **新井信用金庫**

〒944-8601 妙高市栄町2番3号